

▼INDEX

- 1 JASDAQ TOP20セミナー 動画配信中です
- 2 会社四季報JASDAQレポート 春号を掲載しています
- 3 上場会社の個人投資家向け説明会情報
- 4 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の4.を抜粋しております。

4 証券取引等監視委員会コラム

証券検査について(その5)

前回は、再び「ファンド販売業者に対する検査結果について」に関する連載として、ファンド販売業者において、どのような問題点が認められたかを具体的にご紹介し、業者の方々における自律的改善を求めるとともに、投資者の皆様への問題点の予兆や業者の説明等に不信感を持たれた場合に係る注意喚起を行うこととした。これまで、「ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)」「顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等」を採り上げたところであるが、今回は、残りの「無登録業者による名義貸し等」「ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等」「自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為」について述べさせていただく。

(注)検査結果の問題点は、大きく以下の5点に分類される。

- (1) ファンドへの出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用、使途不明等)
- (2) 顧客に対する虚偽の説明・告知や誤解を生ぜしめる表示等
- (3) 無登録業者による名義貸し等
- (4) ファンド販売業者自らが登録業務を逸脱している状況等
- (5) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為

(3) 無登録業者による名義貸し等

ファンド販売業者を含め金融商品取引業者は、自己の名義をもって、他人に金融商品取引業を行わせてはならないこととされている(金融商品取引法第36条の3)。

しかしながら、検査において、ファンド販売業者が、自社の名義で無登録の者に対してファンドの販売を行わせた事例等、登録制度を逸脱し、法令の規制下にはない無登録の者に販売をさせている投資者保護上極めて問題の大きい事例が認められた。

具体的な事例としては、

イ ファンド販売業者が、金融商品取引企業の登録を受けた者でないことを知りながら当該販売業者の社長の知人が代表を務める会社等にファンド持分の私募の取扱業務を委託し、当該販売業者の名において私募の取扱業務を行わせた

事例(第二種金融商品取引業者)

ロ 美術品に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、無登録業者にファンド持分の勧誘行為を行わせていた事例(第二種金融商品取引業者)

ハ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合により主としてデリバティブ取引への投資を行うファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、投資運用業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にその出資金の運用の業務を委託した事例(適格機関投資家等特例業務届出者)

ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合により主として外国で発行される有価証券に投資するファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受けていない者であることを知りながら、当該者にファンドの取得勧誘を行わせた事例(投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)

上記の通り、こうした事例は、ファンド販売業者が自己の名義を使わせるため、投資家の側からは、あたかも適法な勧誘が行われているかのように見えるという意味で、悪質である。業者の法令順守意識が強く求められる事案であり、委員会として厳正に対処している。また、無登録業者による勧誘行為に対しては、金商法192条により無登録業者に対する禁止命令の発出という対応も図っているところであり、登録業者の名義を借りた無登録業者の違法行為には、これまでにない摘発のツールを整備していることも付け加えておく(本メルマガの金商法192条の適用についての回参照)。

また、投資家におかれては、上記の通り、一見、登録業者名義による勧誘であるため、気づきにくい問題点であるが、実際に勧誘に来る者が、登録業者と異なる社名の名刺を持っている等のケースは、要注意である。お気づきの点は、金融庁、日本証券業協会等自主規制団体、当委員会にご連絡されたい。

(4) ファンド業者自らが登録業務を逸脱している状況等

金融商品取引業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ行うことができないこととされており(金商法第29条)、金融商品取引業者が、登録を受けた業務(第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業等)以外の業務を行おうとするときは、当該業務の登録を受けなければならないこととされている(金商法第31条第4項)。

しかしながら、検査において、投資助言・代理業者が第二種金融商品取引業の登録を受ける前にファンドの販売を行った事例、業務範囲が限定されている適格機関投資家等特例業務届出者が、同特例業務の要件を満たさず、登録が必要となるファンドの販売や運用を行った事例等、上記3と同様に、法の業規制を逸脱し、登録制度により投資者の保護を図るとの法の趣旨に反する事例が認められた。

具体的には、

イ ファンド販売業者が、投資助言・代理業の登録がないにもかかわらず有価証券について投資助言をした事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)

ロ モンゴル国内で資源開発を行う会社に対する車両や重機等のリース事業等に投資するファンドの取得勧誘を行うファンド販売業者が、第二種金融商品取引業の登録を受ける前に、ファンド持分に係る私募の取扱いを行い、ファンド出資金及び手数料として金銭を受け入れた事例(第二種金融商品取引業者)

ハ 匿名組合形式によるファンドの出資持分の取得勧誘及び当該ファンドの運

用を適格機関投資家等特例業務として行っていたファンド販売業者が、当該ファンドに対する適格機関投資家以外の者からの出資が49名を超え、同特例業務としての要件を満たさず登録が必要であるにもかかわらず、無登録で自己運用を行った事例(第二種金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)

ニ 適格機関投資家等特例業務として匿名組合形式によるファンドの取得勧誘及び運用を行うファンド業者が、適格機関投資家の要件を満たさず出資者を欠き、同特例業務の要件を満たさないまま無登録で自己私募を行った事例(投資助言・代理業者及び適格機関投資家等特例業務届出者)

上記の通り、こうした事例は、事業者の法令順守意識の欠如による、法令を逸脱する「違法行為」である。事業者の中には、登録しなかつただけ、といった軽い認識があるとする、これは真に問題である。登録を行っていることに基づき、検査・監督の対象たり得るとともに、投資者からの監視の声も当局に届くようになるのであり、それを行わず、「当局の目の届かないところで」投資家に販売勧誘等を行うことは、厳正に対処されるべきものである。事業者の一層の自律を求めたい。

(5) 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為
投資運用業をも併せ行うファンド販売業者は、自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行ってはならないとされている(金商法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第2号)。

しかしながら、検査において、投資運用業を行うファンド販売業者が、投資対象である未公開株式を既存株主から高値で取得してファンドに組み入れ、譲渡代金の一部を当該株主から自社に還流させる等、ファンドに不要な負担をさせることにより自社が利益を得ている投資者保護上極めて問題の大きい事例(第二種金融商品取引業者及び投資運用業者)が認められた。

こうした事例は、市場型間接金融を通じた、貯蓄から投資への流れを、悪質な業者の存在が、投資家のファンド運用全体への不信を招くことにより阻害するものとして、市場行政全体の観点から許すことのできない問題である。当委員会も摘発に向け全力を尽くすものであるが、同業他社の方々も、こうした悪質な業者の存在は、投資家の投資意欲全体に悪影響を及ぼす問題として認識いただき、少しでも、悪質なファンド運用・販売業者に係る情報があれば、金融庁・委員会等にお寄せいただきたい。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>